

広島県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十三年二月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八七号	江田島市江田島町宮ノ原二丁目一五六五六番一―地先から江田島市江田島町宮ノ原二丁目一六一三五番六一地先まで	平成二十三年一月一七日